

議案第 36 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を次のように定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例

(市川市公文書公開条例の一部改正)

第 1 条 市川市公文書公開条例(平成 9 年条例第 2 号)の一部を次のように改
正する。

別表備考 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(市川市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 市川市個人情報保護条例(昭和 61 年条例第 30 号)の一部を次のよ
うに改正する。

別表備考 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(市川市行政不服審査法の施行に関する条例の一部改正)

第 3 条 市川市行政不服審査法の施行に関する条例(平成 28 年条例第 17 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(市川市火災予防条例の一部改正)

第4条 市川市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

理 由

不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。